

平成 30 年度不正競争法等の改正 ～データの利用・活用の観点から～

2018 年 7 月 3 日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

2018 年 2 月 27 日に閣議決定された、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」は同 5 月 23 日に可決・成立し、5 月 30 日に法律第 33 号として公布されました。

不正競争防止法の子な改正内容

1. データの不正取得・使用等に対する民事措置を創設（第 2 条 1 項 11～16 号）
2. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化（第 2 条 1 項 17、18 号）

背景には IoT、AI 及びビッグデータに代表される技術革新の進展により、いわゆる「ビッグデータ」、その「分析技術」、それらを活かした「ビジネスモデル」が新たな競争力の源泉になっていることが挙げられています。

すなわち、様々なつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会“Connected Industries”を目指す政策の一環といえます。

データを安心・安全に取引・利活用できる事業環境を整備するとともに、知的財産や標準においてビッグデータ等の情報技術に対応した制度を導入*したのが今回の改正のポイントです。

(*経済産業省『不正競争防止法等の一部を改正する法律案（不正競争防止法、工業標準化法、特許法等）の概要』より）

“Connected Industries”とは

経済産業省の掲げる“Connected Industries”とは、様々な業種、企業、人、機械、データなどがつながり、新たな付加価値や製品・サービスを創出・生産性を向上することで社会課題を解決し、国民生活の向上・国民経済の健全な発展をはかるものです。

データの保護

1. 限定提供データの保護【不正競争防止法】

【これまでのデータ保護】

データは無体物であり、占有が観念できません。例外として、①創作性のあるものは著作権や特許権等で保護ができ、②有用性・秘密管理性のあるデータは営業秘密として保護できます。

データの持ち主が勝手にデータが使われた場合、上記①②のどちらにもあたらなければ、民法上の不法行為として損害賠償請求を行うことが考えられますが、実際は難しいです。また、差止ができないという問題があります。※このほか、個人情報に当たるデータは個人情報保護法等の規制があります

しかし、それでは不正流通を阻止することができず、データ加工・分析をする者はその投資費用を回収できません。

・気象データ提供事業者の例

有料会員に商品として提供する気象データが、提供先の事業者から無断で複数の関連会社に流通されていた。契約先でない企業からの問い合わせで不正流通が発覚したが、把握できていない事例もあると懸念。提供先からの不正提供に対する抑止効果と、転々流通させる行為に対して差止請求を可能とする措置の創設を希望。

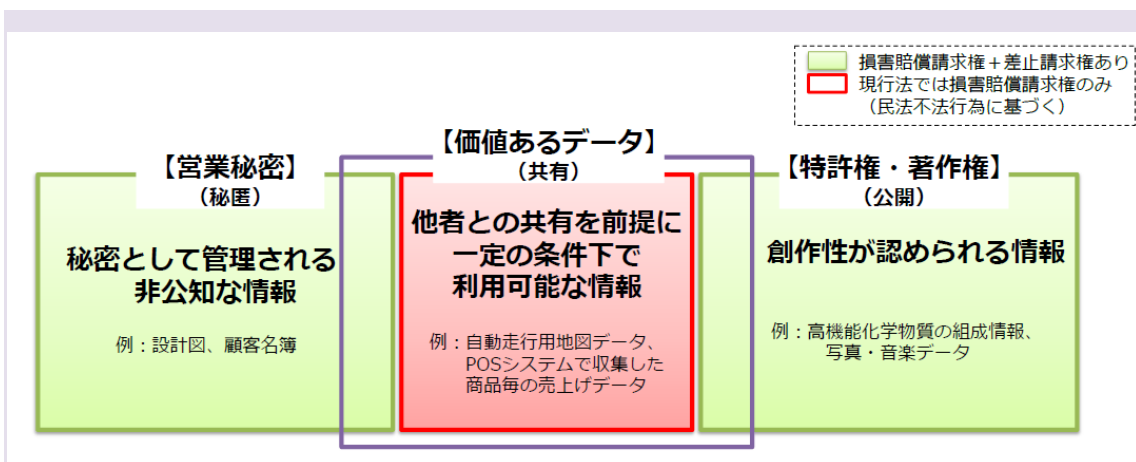
・技術関連情報提供事業者の例

学術目的での使用に限定して、図書館に技術関連情報データを提供したところ、その図書館からデータを大量にダウンロードしたある統計分析会社が、当該データを用いて作成したレポートを商材として企業に提供してしまった。その統計分析会社とは契約関係がなく、不正使用を差し止める法的根拠がなかった。直接契約関係のない不正使用者に対して、差止請求を可能とする法的根拠の創設を希望。

(産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会『データ利活用促進に向けた検討 中間報告』より)

【新たなデータ保護】

「営業秘密」とは別に、ID・パスワード等の管理を施した上で提供されるデータ（「限定提供データ」）の不正取得・使用等を新たに「不正競争行為」に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事措置を創設



(経済産業省『不正競争防止法等の一部を改正する法律案 (不正競争防止法、工業標準化法、特許法等)の概要』より)

【要件】

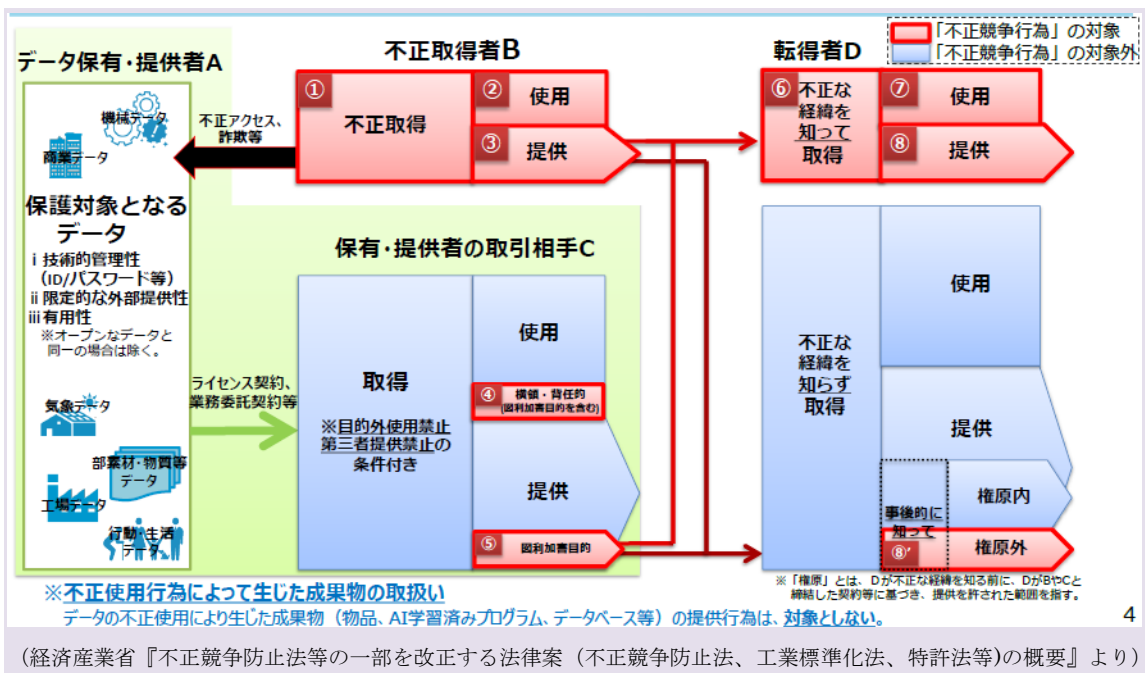
＜保護対象となるデータ＞

「限定提供データ」の定義（第2条7項）

業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）

つまり、秘密としての管理がされていない代わりに、ID・パスワード等で技術的に管理されていることが必要。

＜対象となる行為＞



- ① 限定提供データを不正に取得する行為
- ② ①を使用する行為
- ③ ①を開示する行為
- ④ 正当に取得した限定提供データを図利加害目的でその管理に係る任務に違反して使用する行為
- ⑤ 正当に取得した限定提供データを図利加害目的で開示する行為
- ⑥ 不正な経緯の介在を知って限定提供データを取得する行為
- ⑦ ⑥の限定提供データを使用する行為
- ⑧ ⑥の限定提供データを開示する行為
- ⑧' 不正な経緯を事後的に知って権原外で開示する行為

2. 技術的な制限手段による保護の強化【不正競争防止法】

<保護の対象の追加>

映像、音等のコンテンツの視聴等 + データの処理

<効果を妨げる行為の追加>

技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等 + サービスの提供等

(経済産業省『不正競争防止法等の一部を改正する法律案(不正競争防止法、工業標準化法、特許法等)の概要』より)

・映像、音、プログラムに加えて、電子計算機による処理(プログラムの実行の用に供するものに限定)に供するためのデータも保護対象に追加されました。(第2条8項)

<該当例>

- ・機器の制御や不具合の解析などのために用いられるデータ(暗号化されたもの)につき、当該データの暗号を無効化するツールの提供
- ・ゲームのセーブデータ(暗号化されたもの)につき、当該セーブデータの暗号を無効化し書き換えるためのツールの提供

(産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会『データ利活用促進に向けた検討 中間報告』より)

・プロテクト破りの機器だけでなく、役務の提供等も不正競争行為に追加されました。(第2条1項17、18号)

<該当例>

ユーザーからゲーム機(装置)を預かり、海賊版ゲームの実行を可能とする装置(技術的制限手段の無効化を可能とする装置)に改造し、返還するサービス

店舗等において、技術的制限手段を無効化した機器を利用し、客に映像等のコンテンツの視聴等を可能とするサービス

(産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会『データ利活用促進に向けた検討 中間報告』より)

平成11年の当該規定導入時は必要最低限の内容でしたが、今回はそれを強化しています。

【その他、秘密保護に関連する改正】

書類提出命令における書類の必要性を判断するためのインカメラ手続、専門委員のインカメラ手続への関与【不正競争防止法】【特許法等】

⇒証拠提出時等の場面における営業秘密保護が強化されました。

新規性喪失の例外が1年に拡大【特許法】【実用新案法】【意匠法】

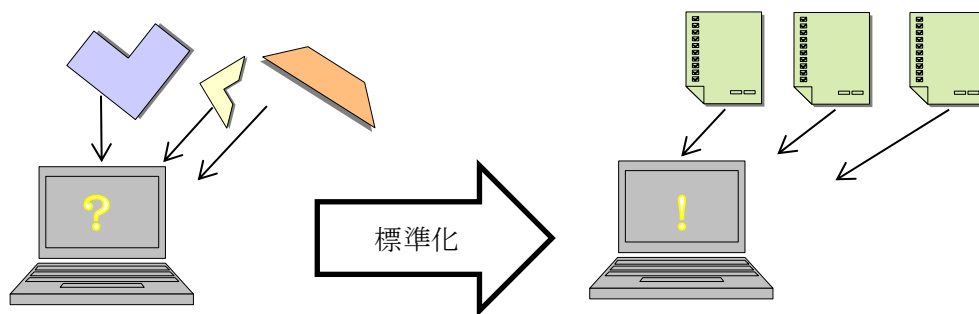
⇒発明等が公知になった場合の出願人保護が拡大しました。

データの活用：標準化規定の強化

データ活用のためには標準化が必要です。

例えば、工業においては、ネジの大きさが揃っていないければ、その都度ネジ穴を調整する必要があり、大量生産ができません。

同様に、IoT 機器等から収集される多種多様なデータの仕様がバラバラであれば、迅速な処理はできません。そこで、標準化が課題となっているのです。



そこで、標準化促進のため、工業標準化法が以下の通り改正されます。

- ・ 標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に。

- ・ 法目的に国際標準化の促進を追加

標準化の専門知識及び能力等を有する民間団体を認定し、当該団体からの申出については、審議会(日本産業標準調査会)に付議することなく、主務大臣が産業標準を制定するスキームを追加。

- ・ →民間団体による標準化基準がスピーディーに制定されることとなります。

- ・ 認証を受けずに JIS マークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を 1 億円に引き上げる(現行は自然人と同額の上限 100 万円)。

関連改正：新時代のプレーヤーとして

- ・ これまで一部の中小企業が対象だった特許料等の半減措置が、全ての中小企業に拡充されます。【特許法等】

- ・ 特許料のクレジットカード払いができるようになり、利便性が向上します。【特許法等】

- ・ 弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や規格 (JIS 等) の案の作成に関する相談に応ずる等の業務を行えるようになります。【弁理士法】

あらゆる人とモノとが繋がり相互に発展していく社会に向けて、中小企業の皆様と、我々弁理士にも、新たな役割が期待されているといえるでしょう。

以上

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

法務部

弁理士 五味多 千明（大阪本部在籍）

松井 吉里子（大阪本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。